

教育委員会提出議案

第40号議案

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年12月23日

豊島区教育委員会教育長 清野 正

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（平成12年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「義務教育等教員特別手当」を「次条に規定する校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当」に改め、同条第2項中「含む。」の次に「であって、次条に規定する校務を分掌するもの」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(校務の種類)

第2条の2 条例第31条第2項の教育委員会規則で定める校務の種類は、条例第2条に規定する幼稚園教育職員が行うすべての園務とする。

附 則

この規則は、令和7年12月1日から施行する。

(説明)

教育公務員特例法等の改正により、義務教育等教員特別手当の月額について種類を考慮する旨を定めたことから、その校務に応じた額及び校務の種類を定めるため、本案を提出いたします。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則（案） 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第2条 <u>次条に規定する校務を分掌する職員の</u>義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額（その者が、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるときは、その者の属する職務の級に対応する同表に掲げる額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年豊島区条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）<u>であって、次条に規定する校務を分掌するものの</u>義務教育等教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による義務教育等教員特別手当の月額に、勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p><u>（校務の種類）</u></p> <p>第2条の2 条例第31条第2項の教育委員会規則で定める校務の種類は、条例第2条に規定する幼稚園教育職員が行う全ての園務とする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和8年1月1日から施行する。</u></p>	<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第2条 義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額（その者が、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるときは、その者の属する職務の級に対応する同表に掲げる額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年豊島区条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の義務教育等教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による義務教育等教員特別手当の月額に、勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p><u>（新設）</u></p>

○義務教育等教員特別手当に関する規則

平成12年3月31日

教育委員会規則第11号

(目的)

第1条 この規則は、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年豊島区条例第9号。以下「条例」という。）第28条の規定に基づき、義務教育等教員特別手当の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(義務教育等教員特別手当の月額)

第2条 次条に規定する校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額（その者が、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるときは、その者の属する職務の級に対応する同表に掲げる額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年豊島区条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）であって、次条に規定する校務を分掌するものの義務教育等教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による義務教育等教員特別手当の月額に、勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(平20教委規則14・全改、令5教委規則8・一部改正)

(校務の種類)

第2条の2 条例第31条第2項の教育委員会規則で定める校務の種類は、条例第2条に規定する幼稚園教育職員が行う全ての園務とする。

(支給方法)

第3条 義務教育等教員特別手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(委任)

第4条 この規則の施行について必要な事項は、豊島区教育委員会教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(令5教委規則8・旧附則・一部改正)

(経過措置)

2 当分の間、条例附則第8項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、10円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。）とする。

(令5教委規則8・追加)

3 当分の間、前項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第2項の規定の適用については、同項中「同項」とあるのは、「附則第2項」とする。

(令5教委規則8・追加)

附 則（平成13年3月29日教委規則第11号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日教委規則第19号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日教委規則第14号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日教委規則第9号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月10日教委規則第4号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日教委規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月7日教委規則第8号）

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用常時勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。

以下「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)の義務教育等教員特別手当の月額は、その者が令和3年改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用されるこの規則による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員(令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第2条第1項及び別表の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

別表(第2条関係)

(平23教委規則12・全改、令5教委規則8・一部改正)

職員の区分 号給	職務の級	1級	2級	3級	4級
		円	円	円	円
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員	1	1,120	1,830	2,140	2,610
	2	1,130	1,850	2,160	2,630
	3	1,150	1,870	2,180	2,660
	4	1,160	1,890	2,200	2,680
	5	1,180	1,910	2,220	2,710
	6	1,200	1,930	2,240	2,730
	7	1,210	1,940	2,260	2,760
	8	1,230	1,960	2,280	2,780
	9	1,250	1,980	2,300	2,810
	10	1,260	2,000	2,320	2,830
	11	1,280	2,020	2,340	2,850
	12	1,300	2,040	2,360	2,880
	13	1,320	2,060	2,380	2,900

14	1,330	2,080	2,400	2,930
15	1,350	2,100	2,420	2,950
16	1,370	2,120	2,430	2,970
17	1,390	2,140	2,450	3,000
18	1,400	2,160	2,470	3,020
19	1,420	2,180	2,490	3,040
20	1,440	2,200	2,510	3,060
21	1,460	2,220	2,530	3,080
22	1,480	2,240	2,550	3,100
23	1,490	2,260	2,570	3,120
24	1,510	2,280	2,600	3,140
25	1,530	2,300	2,620	3,170
26	1,550	2,320	2,640	3,180
27	1,570	2,340	2,670	3,200
28	1,590	2,360	2,690	3,220
29	1,600	2,380	2,710	3,240
30	1,620	2,400	2,740	3,260
31	1,640	2,420	2,760	3,280
32	1,660	2,430	2,780	3,300
33	1,680	2,450	2,800	3,310
34	1,700	2,470	2,820	3,330
35	1,720	2,490	2,840	3,350
36	1,730	2,510	2,860	3,360
37	1,750	2,530	2,880	3,380
38	1,770	2,550	2,900	3,390
39	1,790	2,570	2,920	3,410
40	1,810	2,590	2,930	3,420
41	1,830	2,600	2,950	3,440
42	1,850	2,610	2,970	3,450
43	1,870	2,630	2,980	3,470

44	1,890	2,640	3,000	3,480
45	1,910	2,660	3,020	3,490
46	1,930	2,680	3,030	3,510
47	1,940	2,700	3,050	3,520
48	1,960	2,720	3,060	3,530
49	1,980	2,730	3,080	3,540
50	2,000	2,750	3,090	3,560
51	2,020	2,770	3,110	3,570
52	2,040	2,780	3,120	3,580
53	2,060	2,800	3,140	3,590
54	2,080	2,820	3,150	3,600
55	2,100	2,830	3,170	3,610
56	2,120	2,850	3,190	3,630
57	2,140	2,860	3,210	3,640
58	2,160	2,880	3,230	3,650
59	2,180	2,900	3,250	3,660
60	2,200	2,910	3,270	3,670
61	2,220	2,930	3,310	3,680
62	2,240	2,940	3,350	3,700
63	2,260	2,950	3,370	3,710
64	2,280	2,970	3,390	3,720
65	2,300	2,980	3,410	3,730
66	2,320	3,000	3,430	3,740
67	2,340	3,010	3,450	3,750
68	2,360	3,020	3,470	3,760
69	2,380	3,040	3,480	3,780
70	2,400	3,050	3,490	3,790
71	2,420	3,060	3,500	3,800
72	2,430	3,080	3,510	3,810
73	2,450	3,090	3,520	3,820

74	2,470	3,100	3,530	3,830
75	2,490	3,110	3,540	3,840
76	2,510	3,130	3,560	3,850
77	2,530	3,140	3,580	3,860
78	2,550	3,150	3,600	3,880
79	2,570	3,170	3,620	3,890
80	2,590	3,190	3,640	3,900
81	2,600	3,210	3,660	3,910
82	2,610	3,230	3,670	3,920
83	2,620	3,250	3,680	3,950
84	2,630	3,270	3,690	3,970
85	2,640	3,290	3,700	3,980
86	2,650	3,310	3,710	4,000
87	2,660	3,330	3,720	4,010
88	2,670	3,350	3,730	4,020
89	2,680	3,360	3,740	4,030
90	2,690	3,370	3,750	4,040
91	2,700	3,380	3,760	4,050
92	2,710	3,390	3,770	4,060
93	2,720	3,410	3,790	4,070
94	2,730	3,430	3,810	4,080
95	2,740	3,450	3,820	4,090
96	2,750	3,470	3,830	4,100
97	2,760	3,480	3,840	4,110
98	2,770	3,490	3,850	4,120
99	2,780	3,500	3,860	4,130
100	2,790	3,510	3,880	4,140
101	2,800	3,520	3,890	4,150
102	2,810	3,530	3,900	
103	2,820	3,540	3,910	

104	2,830	3,560	3,920	
105	2,840	3,570	3,940	
106	2,850	3,580	3,950	
107	2,860	3,590	3,960	
108	2,870	3,600	3,970	
109	2,880	3,610	3,980	
110	2,890	3,620	4,000	
111	2,900	3,630	4,010	
112	2,910	3,640	4,020	
113	2,920	3,660	4,030	
114	2,930	3,670		
115	2,940	3,680		
116	2,950	3,690		
117	2,960	3,700		
118	2,970	3,710		
119	2,980	3,720		
120	2,990	3,730		
121	3,000	3,740		
122	3,010	3,750		
123	3,020	3,760		
124	3,030	3,770		
125	3,040	3,780		
126	3,050	3,790		
127	3,060	3,800		
128	3,070	3,810		
129	3,080	3,820		
130	3,090			
131	3,100			
132	3,110			
133	3,120			

134	3,130			
135	3,140			
136	3,150			
137	3,160			
138	3,170			
139	3,180			
140	3,190			
141	3,200			
142	3,210			
143	3,220			
144	3,230			
145	3,240			
146	3,250			
147	3,260			
148	3,270			
149	3,280			
150	3,290			
151	3,300			
152	3,310			
153	3,320			
154	3,330			
155	3,340			
156	3,350			
157	3,360			
158	3,370			
159	3,380			
160	3,390			
161	3,400			
162	3,410			
163	3,420			

	164	3,430			
	165	3,440			
	166	3,450			
	167	3,460			
	168	3,470			
	169	3,480			
定年前再任用 短時間勤務職 員		1,690	1,980	2,150	2,580

○義務教育等教員特別手当に関する規則

平成12年3月31日

教育委員会規則第11号

(目的)

第1条 この規則は、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年豊島区条例第9号。以下「条例」という。）第28条の規定に基づき、義務教育等教員特別手当の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(義務教育等教員特別手当の月額)

第2条 次条に規定する校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額（その者が、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるときは、その者の属する職務の級に対応する同表に掲げる額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年豊島区条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）であって、次条に規定する校務を分掌するものの義務教育等教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による義務教育等教員特別手当の月額に、勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(平20教委規則14・全改、令5教委規則8・一部改正)

(校務の種類)

第2条の2 条例第31条第2項の教育委員会規則で定める校務の種類は、条例第2条に規定する幼稚園教育職員が行う全ての園務とする。

(支給方法)

第3条 義務教育等教員特別手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(委任)

第4条 この規則の施行について必要な事項は、豊島区教育委員会教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(令5教委規則8・旧附則・一部改正)

(経過措置)

2 当分の間、条例附則第8項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、10円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。）とする。

(令5教委規則8・追加)

3 当分の間、前項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第2項の規定の適用については、同項中「同項」とあるのは、「附則第2項」とする。

(令5教委規則8・追加)

附 則（平成13年3月29日教委規則第11号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日教委規則第19号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日教委規則第14号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日教委規則第9号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月10日教委規則第4号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日教委規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月7日教委規則第8号）

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用常時勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。

以下「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)の義務教育等教員特別手当の月額は、その者が令和3年改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用されるこの規則による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員(令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第2条第1項及び別表の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

別表(第2条関係)

(平23教委規則12・全改、令5教委規則8・一部改正)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		円	円	円	円
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員	1	1,120	1,830	2,140	2,610
	2	1,130	1,850	2,160	2,630
	3	1,150	1,870	2,180	2,660
	4	1,160	1,890	2,200	2,680
	5	1,180	1,910	2,220	2,710
	6	1,200	1,930	2,240	2,730
	7	1,210	1,940	2,260	2,760
	8	1,230	1,960	2,280	2,780
	9	1,250	1,980	2,300	2,810
	10	1,260	2,000	2,320	2,830
	11	1,280	2,020	2,340	2,850
	12	1,300	2,040	2,360	2,880
	13	1,320	2,060	2,380	2,900

14	1,330	2,080	2,400	2,930
15	1,350	2,100	2,420	2,950
16	1,370	2,120	2,430	2,970
17	1,390	2,140	2,450	3,000
18	1,400	2,160	2,470	3,020
19	1,420	2,180	2,490	3,040
20	1,440	2,200	2,510	3,060
21	1,460	2,220	2,530	3,080
22	1,480	2,240	2,550	3,100
23	1,490	2,260	2,570	3,120
24	1,510	2,280	2,600	3,140
25	1,530	2,300	2,620	3,170
26	1,550	2,320	2,640	3,180
27	1,570	2,340	2,670	3,200
28	1,590	2,360	2,690	3,220
29	1,600	2,380	2,710	3,240
30	1,620	2,400	2,740	3,260
31	1,640	2,420	2,760	3,280
32	1,660	2,430	2,780	3,300
33	1,680	2,450	2,800	3,310
34	1,700	2,470	2,820	3,330
35	1,720	2,490	2,840	3,350
36	1,730	2,510	2,860	3,360
37	1,750	2,530	2,880	3,380
38	1,770	2,550	2,900	3,390
39	1,790	2,570	2,920	3,410
40	1,810	2,590	2,930	3,420
41	1,830	2,600	2,950	3,440
42	1,850	2,610	2,970	3,450
43	1,870	2,630	2,980	3,470

44	1,890	2,640	3,000	3,480
45	1,910	2,660	3,020	3,490
46	1,930	2,680	3,030	3,510
47	1,940	2,700	3,050	3,520
48	1,960	2,720	3,060	3,530
49	1,980	2,730	3,080	3,540
50	2,000	2,750	3,090	3,560
51	2,020	2,770	3,110	3,570
52	2,040	2,780	3,120	3,580
53	2,060	2,800	3,140	3,590
54	2,080	2,820	3,150	3,600
55	2,100	2,830	3,170	3,610
56	2,120	2,850	3,190	3,630
57	2,140	2,860	3,210	3,640
58	2,160	2,880	3,230	3,650
59	2,180	2,900	3,250	3,660
60	2,200	2,910	3,270	3,670
61	2,220	2,930	3,310	3,680
62	2,240	2,940	3,350	3,700
63	2,260	2,950	3,370	3,710
64	2,280	2,970	3,390	3,720
65	2,300	2,980	3,410	3,730
66	2,320	3,000	3,430	3,740
67	2,340	3,010	3,450	3,750
68	2,360	3,020	3,470	3,760
69	2,380	3,040	3,480	3,780
70	2,400	3,050	3,490	3,790
71	2,420	3,060	3,500	3,800
72	2,430	3,080	3,510	3,810
73	2,450	3,090	3,520	3,820

74	2,470	3,100	3,530	3,830
75	2,490	3,110	3,540	3,840
76	2,510	3,130	3,560	3,850
77	2,530	3,140	3,580	3,860
78	2,550	3,150	3,600	3,880
79	2,570	3,170	3,620	3,890
80	2,590	3,190	3,640	3,900
81	2,600	3,210	3,660	3,910
82	2,610	3,230	3,670	3,920
83	2,620	3,250	3,680	3,950
84	2,630	3,270	3,690	3,970
85	2,640	3,290	3,700	3,980
86	2,650	3,310	3,710	4,000
87	2,660	3,330	3,720	4,010
88	2,670	3,350	3,730	4,020
89	2,680	3,360	3,740	4,030
90	2,690	3,370	3,750	4,040
91	2,700	3,380	3,760	4,050
92	2,710	3,390	3,770	4,060
93	2,720	3,410	3,790	4,070
94	2,730	3,430	3,810	4,080
95	2,740	3,450	3,820	4,090
96	2,750	3,470	3,830	4,100
97	2,760	3,480	3,840	4,110
98	2,770	3,490	3,850	4,120
99	2,780	3,500	3,860	4,130
100	2,790	3,510	3,880	4,140
101	2,800	3,520	3,890	4,150
102	2,810	3,530	3,900	
103	2,820	3,540	3,910	

104	2,830	3,560	3,920	
105	2,840	3,570	3,940	
106	2,850	3,580	3,950	
107	2,860	3,590	3,960	
108	2,870	3,600	3,970	
109	2,880	3,610	3,980	
110	2,890	3,620	4,000	
111	2,900	3,630	4,010	
112	2,910	3,640	4,020	
113	2,920	3,660	4,030	
114	2,930	3,670		
115	2,940	3,680		
116	2,950	3,690		
117	2,960	3,700		
118	2,970	3,710		
119	2,980	3,720		
120	2,990	3,730		
121	3,000	3,740		
122	3,010	3,750		
123	3,020	3,760		
124	3,030	3,770		
125	3,040	3,780		
126	3,050	3,790		
127	3,060	3,800		
128	3,070	3,810		
129	3,080	3,820		
130	3,090			
131	3,100			
132	3,110			
133	3,120			

134	3,130			
135	3,140			
136	3,150			
137	3,160			
138	3,170			
139	3,180			
140	3,190			
141	3,200			
142	3,210			
143	3,220			
144	3,230			
145	3,240			
146	3,250			
147	3,260			
148	3,270			
149	3,280			
150	3,290			
151	3,300			
152	3,310			
153	3,320			
154	3,330			
155	3,340			
156	3,350			
157	3,360			
158	3,370			
159	3,380			
160	3,390			
161	3,400			
162	3,410			
163	3,420			

	164	3,430			
	165	3,440			
	166	3,450			
	167	3,460			
	168	3,470			
	169	3,480			
定年前再任用 短時間勤務職 員		1,690	1,980	2,150	2,580